

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
1	総合取引 1	約款の趣旨 (約款の趣旨) この約款は、 <u>金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第2条第1項第10号に規定する証券投資信託受益証券、同項第11号に規定する投資証券および「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権（以下、「振替投資信託受益権」といいます。）の窓口販売業務について、お客様と労働金庫（以下、「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 また、この約款では、<u>上記の証券投資信託受益証券、投資証券および振替投資信託受益権を以下まとめて「投資信託」または「受益証券等」といいます。</u></u>	(約款の趣旨) この約款は、 <u>有価証券の購入・解約等に係る取引、有価証券の保護預り取引および自動けいぞく（累積）投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様と労働金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</u> なお、当約款における有価証券とは、 <u>金融商品取引法第2条第1項第10号及び第11号に規定する次に掲げる証券（以下「受益証券」といいます。ただし、外国投信・外国投資証券を除きます。）をいいます。</u> ① 投資信託の受益証券 ② 投資証券	投信約款第1条
1	総合取引 2	投資信託総合取引の利用 1 お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引（以下、各取引を組み合わせた取引を「総合取引」といいます。）をご利用いただけます。 ① <u>投資信託の購入・換金</u> ② <u>保護預り取引（第2章に定める取引をいいます。）</u> ③ <u>振替決済取引（第3章に定める取引をいいます。）</u> ④ <u>累積投資取引（第4章に定める取引をいいます。）</u> ⑤ <u>定時定額買付取引（第5章に定める取引をいいます。）</u> 2 <u>総合取引でお取引いただける投資信託は、当金庫所定のものに限られます。</u>	(投信取引の利用) お客様は、この約款に基づいて投信取引をいつでもご利用いただけます。	投信約款第2条
1	総合取引 3	(申込方法等) 1 お客様は、 <u>当金庫所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名または記名（以下、記名を含めて「署名」といいます。）、捺印（届出の印鑑によります。以下、「捺印」といいます。）し、当金庫の総合取引取扱いの本店または出張所（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって、総合取引を申込むものとし、当金庫が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。</u> 2 お客様が上記1の申込みをされる場合には、次の申込みを同時としていただきます。 ① <u>第6章に定める振込先指定方式の利用</u> ② <u>当金庫に普通預金口座をお持ちでないお客様については、普通預金口座（以下、「指定預金口座」といいます。）の開設</u>	(投信取引の申込方法等) (1)お客様は、 <u>当金庫所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名または記名（以下記名を含めて「署名」といいます。）、捺印（届出の印鑑によります。以下「捺印」といいます。）し、当金庫の投信取引取扱いの本店または出張所（以下「取扱店」といいます。）にあらかじめ同一名義で保有・指定している普通預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に買付代金を預入れることによって、投信取引を申込むものとし、当金庫が承諾した場合に限り投信取引を開始することができます。</u> (2)お客様が上記(1)のお申込みをされる場合には、次のお申込みを同時としていただきます。 ① <u>第2章に定める受益証券の保護預り取引の利用</u> ② <u>第4章に定める振込先指定方式の利用</u>	投信約款第3条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		<u>③振替決済口座の開設</u>	(3)お客様が上記(1)のお申込みをされた場合で、かつ、自動引き落とし(累積)投資取引(以下「累投取引」といいます。)をご利用になる場合は、第3章ならびに各商品毎に別に定める累積投資取引約款に基づき、ファンドの購入申込の事前または同時に当金庫所定の申込書により申込み必要があります。	
1	総合取引	4 本人確認等 <u>(本人確認等)</u> 1 当金庫は、お客様が総合取引を開始される際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および同法施行令・施行規則の規定に従い、本人確認等を行わせていただくことがあります。 2 総合取引は、日本国内の居住者であるお客様が行うことができます。		追加
1	総合取引	5 反社会的勢力ではないことの表明・確約 <u>(反社会的勢力ではないことの表明・確約)</u> お客様は、次に掲げる事項について表明・確約していただきます。 (1) 現在かつ将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)、および次の各号のいずれにも該当しないことの表明・確約 ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること ⑥その他前各号に準ずる者 (2) 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことの確約 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為		追加

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		<p>④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>⑤その他前各号に準ずる行為</p>		
1	総合取引	6	届出事項	
		<p>(届出事項)</p> <p>1 お客様は、総合取引開始時に印鑑、氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者、代理人の氏名等を届出いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、その印鑑、氏名または名称、代表者、代理人、住所等が届出となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。</p> <p>2 届出の印鑑および氏名または名称は、指定預金口座のための届出の印鑑および氏名または名称と同一でなければなりません。</p> <p>3 上記2の届出前に生じた損害について、当金庫は一切その責を負いません。</p>	<p>(届出事項)</p> <p>(1)お客様は、投信取引開始時に印鑑、名称、代表者、代理人、住所等を届出いただきます。 ただし、すでにその届出がされている場合には、その印鑑、名称、代表者、代理人、住所等が届出となりますので、あらためてお届出いただく必要はありません。 なお、届出の印鑑、名称は、指定預金口座のための届出の印鑑、名称と同一でなければなりません。</p> <p>(2)上記(1)のお客様について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに当金庫所定の手続きに従い、補助人、保佐人、成年後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。 また、補助監督人、保佐監督人、後見監督人が選任された場合にも、直ちに当金庫所定の手続きに従い、補助監督人、保佐監督人、後見監督人の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(3)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに当金庫所定の手続きに従い、任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(4)お客様がすでに補助、保佐または後見開始の審判を受けている場合は、直ちに当金庫所定の手続きに従い、補助人、保佐人または成年監督人の氏名その他必要な事項を届出てください。また、お客様の締結した任意後見契約に基づき任意後見監督人が選任されている場合においても、直ちに当金庫所定の手続きに従い、任意後見人及び任意後見監督人の各氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(5)上記(1)から(4)で届出していた内容について変更が生じた場合は、直ちに当金庫所定の手続きに従い届出てください。</p> <p>(6)上記(5)の届出前に生じた損害については当金庫は一切その責を負いません。</p>	投信約款 第4条
1	総合取引	7	既存取引等の 継続	
		<p>(既存取引等の継続)</p> <p>お客様が総合取引を開始される際、すでに当金庫で利用されている第2条1および第3条2に掲げる取引および取扱いがあるときは、この取引および取扱いを継続してご利用いただきます。</p>	<p>(既存取引等の継続)</p> <p>お客様が投信取引を開始される際、すでに当金庫で利用されている上記2. および3. (2)に掲げる取引および取扱いがあるときは、この取引および取扱いを継続してご利用いただきます。</p>	投信約款 第5条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
1	総合取引 8	<p>(購入・換金の申込場所) <u>投資信託の購入・換金の申込みは、原則として取扱店以外ではお取り扱いできません。</u></p>	<p>(購入・解約の申込場所) 受益証券の購入・解約の申込は、取扱店以外ではお取り扱いできません。</p>	<p>投資約款 第6条</p>
1	総合取引 9	<p>(投資信託の購入注文) 1 <u>総合取引の申込みをされたお客様は、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して、取扱店に提出することにより投資信託購入のご注文ができます。</u> 2 <u>当金庫は、次の各号に掲げる投資信託委託会社または当金庫のやむを得ない事情により、ご注文の受付を一時的に停止することがあります。</u> <u>①投資信託委託会社が、投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。</u> <u>②投資信託委託会社の登録取消し、営業譲渡または受託金融機関の辞任等により、投資信託の購入の取扱いが停止されているとき。</u> <u>③災害、事変その他不可抗力により、当金庫が取引を行うことができないとき。</u> <u>④その他、当金庫がやむを得ない事情により取引を停止せざるを得ないと判断したとき。</u> 3 <u>購入代金等は、購入申込みと同時に支払いください。当金庫はお申込みいただいた商品毎に定められた受渡日に精算を行うものとします。なお、お申込時に受領した金銭に対しては、いかなる名目においても付利しません。</u> 4 <u>口数単位での購入申込みのため、申込時に購入代金等の金額が確定していない場合には、原則として申込受付日の前営業日の基準価額をもとに計算した金額に110%を乗じた概算金額をお支払いください。</u> 5 <u>上記4の場合に、当金庫が受領した金額に余剰が出たときは、原則として申込受付日の翌営業日に指定預金口座へ余剰金額を入金させていただきます。また、当金庫が受領した金額に不足が生じたときは、原則として申込受付日の翌営業日に届出の住所または連絡先に連絡させていただきますので、直ちに指定預金口座に不足額を入金してください。</u> 6 <u>上記5後段で、不足金をご入金いただけない場合、または連絡がつかない場合には、当金庫の判断で、申込みいただいた投資信託について解約することができるものとします。その場合に</u></p>	<p>(購入の取扱い) (1)購入代金等は、購入申込と同時に支払いください。当金庫はお申込みいただいた商品毎に定められた受渡日に精算を行うものとします。なお、お申込時に受領した金銭に対しては、いかなる名目においても付利しません。 (2)口数単位での購入申込みのため、申込時に購入代金等の金額が確定していない場合には、申込受付日の原則として前営業日の基準価額をもとに計算した金額に110%を乗じた概算金額をお支払いください。 (3)上記(2)の場合に、当金庫が受領した金額に余剰が出たときは、申込受付日の原則として翌営業日に指定預金口座へ余剰金額を入金させていただきます。また、当金庫が受領した金額に不足が生じたときは、申込受付日の原則として翌営業日に届出の住所または連絡先に連絡させていただきますので、直ちに指定預金口座に不足額を入金してください。 (4)上記(3)後段で、不足金をご入金いただけない場合、または連絡がつかない場合には、当金庫の判断で、申込みいただいた受益証券について解約することができるものとします。その場合には、解約金から手数料のほか当金庫が被った損害金等を控除した金額を指定預金口座へ入金させていただきます。</p>	<p>投資約款 第7条</p>

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		は、解約金から手数料のほか当金庫が被った損害金等を控除した金額を指定預金口座へ入金させていただきます。		
1	総合取引 10	換金の取扱い (換金の取扱い) 1 換金を申込み場合には、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して、取扱店に提出してください。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可とされている日には、換金の申込みはできません。 2 換金代金は、商品毎に定められた受渡日以降に、指定預金口座へ入金させていただきます。 3 同一銘柄の投資信託について、1 営業日内に複数回の換金申込みを行う場合は、2 回目以降の換金申込みについてはその直前の換金申込みを取消してから申込み必要があります。	(解約の取扱い) (1) 解約を申込み場合には、当金庫所定の解約依頼書に必要事項をご記入のうえ、署名、捺印して、取扱店に提出してください。ただし、商品によっては解約ができない期間（以下「クローズド期間」といいます。）があるものもあります。 (2) 受益証券の本券を所持されている場合には本券を当金庫所定の解約依頼書に添えてご提出してください。解約代金は、商品毎に定められた受渡日以降に、指定預金口座へ入金させていただきます。 (3) 同一の投信の受益証券について、1 営業日内に複数回の解約申込みを行う場合は、2 回目以降の解約申込みについてはその直前の解約申込みを取消してから申込み必要があります。	投信約款 第 8 条
1	総合取引 11	クローズド期間中の換金請求 (クローズド期間中の換金請求) クローズド期間のある投資信託は、当該投資信託の目論見書記載の事由に該当しない限り、当該クローズド期間中は換金の請求を行うことができません。 なお、クローズド期間中により換金請求が行えなかったことで生じた損害については、当金庫は一切その責を負いません。	(クローズド期間中の解約・買取請求) クローズド期間中は、解約および買取の請求を行うことができません。ただし、商品によっては、クローズド期間中であっても特別な事由に該当する場合に限り解約または買取の請求ができるものもあります。 なお、クローズド期間中により解約・買取請求が行えなかったことで生じた損害については、当金庫は一切その責を負いません。	投信約款 第 11 条
1	総合取引 12	収益分配金の取扱い (収益分配金の取扱い) 商品毎に定められた受渡日以降に、指定預金口座へ入金させていただきます。	(収益分配金の取扱い) (1) 保護預りを利用されているお客様については、商品毎に定められた受渡日以降に、指定預金口座へ入金させていただきます。 (2) 当金庫で販売した無記名式の受益証券の本券を所持されるお客様は、収益分配金交付票と当金庫所定の分配金支払請求書に必要事項を記入し、署名、捺印して、取扱店に提出してください。当金庫所定の手続きを完了した後に、指定預金口座へ入金させていただきます。	投信約款 第 9 条
1	総合取引 13	償還金の取扱い (償還金の取扱い) 商品毎に定められた受渡日以降に、指定預金口座へ入金させていただきます。	(償還金の取扱い) (1) 保護預りを利用されているお客様については、商品毎に定められた受渡日以降に、指定預金口座へ入金させていただきます。 (2) 当金庫で販売した無記名式の受益証券の本券を所持されるお客様は、本券とともに、当金庫所定の償還金支払請求書に必要事項を記入し、署名、捺印して、取扱店に提出してください。当金庫所定の手続きを完了した後に、指定預金口座へ入金させていただきます。	投信約款 第 10 条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款	
			きます。		
			(金銭または受益証券の受入れ) お客様から受益証券等の購入代金等を受入れる場合、およびお客様の受益証券の寄託を受ける場合は、当金庫は、当該受益証券または金銭に係る受領書をお渡しします。 ただし、指定預金口座から引落としにより購入代金等を受入れる場合は、受領書の交付はいたしません。	投信約款 第 12 条	
			(金銭または受益証券の引出し) お客様が金銭または受益証券の引出しを請求される場合は、当金庫所定の書面に必要事項を記入し、署名、捺印して、取扱店にご提出してください。なお、お客様が金銭の引出しを請求される場合は、指定預金口座へお振り込みするものといたします。	投信約款 第 13 条	
1	総合取引	14 金銭の受渡清算方法	(<u>金銭の受渡清算方法</u>) 1 お客様から購入代金等を受入れる場合、当金庫は、金銭に係る受領書をお渡しします。ただし、指定預金口座から引落としにより購入代金等を受入れる場合は、受領書の交付はいたしません。 2 当金庫がお客様に支払うこととなった金銭は、原則として、第6章に定める振込先指定方式により取扱います。	追加	
			(本券持出し) (1) 受益証券の購入に際して本券の所持を希望される場合や、保護預り規定に基づいて保護預りされた受益証券を引出される場合には、原則として無記名式の受益証券とさせていただきます。 (2) 所定の口数に満たない受益証券については、これを引出すことができないことがあります。 (3) 上記(1)による受益証券が無記名式の場合には、その受益証券の本券は有価証券であり、当金庫は本券の所持人を権利者として全ての事務手続きを取り扱うものとします。	投信約款 第 14 条	
1	総合取引	15 取引および残高の報告	(取引および残高の報告) 1 当金庫は、お客様の投資信託に係る取引が成立した場合、金商法等に従い、取引報告書を作成し、お客様に交付します。 2 当金庫は、金商法等に従い、四半期に1回以上、当該期間におけるお取引の内容ならびにお取引後の残高を記載した取引残高報告書を作成し、お客様に交付します。 また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書を作成し、交付します。 3 お客様は、当金庫から取引報告書および取引残高報告書の交	(取引明細の報告) (1) 当金庫はお客様とのお取引が生じた場合、受益証券等および金銭の残高ならびにお取引明細を記載した取引残高報告書を四半期に1回以上所定の時期に作成し送付します。 なお、売買取引が全く行われなかった場合でも、売買取引等が行われなくなった月から起算して年1回以上作成し送付します。 (2) お客様は、当金庫から受益証券および金銭の残高ならびにお取引明細を記載した取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。	投信約款 第 51 条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款	
		<p>付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。 その報告内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫の取扱店の責任者に直接ご連絡ください。</p> <p>4 当金庫は、取引残高報告書を交付させていただいた後、15日以内にお客様から上記3に規定のご連絡がなかった場合、その報告事項のすべてについてご承認いただけたものとしてお取り扱いさせていただきます。 お客様からのご連絡がなかったことによりお客様に生じた損害について、当金庫は一切その責を負いません。</p>	<p>(3) 取引残高報告書の記載内容に不審の点があるときは、速やかに取扱店責任者に直接ご連絡ください。</p> <p>(4) 取引残高報告書を送付させていただきました後、15日以内に上記(3)に規定のご連絡がなかった場合、当金庫は、その記載事項のすべてについてご承認いただけたものとしてお取り扱いさせていただきます。 お客様からのご連絡がなかったことによりお客様に生じた損害について当金庫は一切その責を負いません。</p>		
2	保護預り取引	16 本章の趣旨	<p>(本章の趣旨) 本章は、お客様と当金庫との間の受益証券等の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定めるものです。 当金庫は、この約款に従ってお客様と受益証券等の保護預り契約（以下「保護預り契約」といいます。）を締結いたします。</p>	<p>(本章の趣旨) 本章は、お客様と当金庫との間の受益証券の保護預りに関する取決めです。 当金庫は、本章の規定に従ってお客様と受益証券の保護預り契約（以下本章において「契約」といいます。）を締結いたします。</p>	投信約款第15条
2	保護預り取引	17 保護預り証券等	<p>(保護預り証券等) 1 当金庫は、金商法第2条第1項各号に掲げる証券のうち当金庫で販売した受益証券等について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの受益証券等でも都合によりお預りしないことがあります。 2 本章に従ってお預りした受益証券等を「保護預り証券」といいます。</p>	<p>(保護預り証券の範囲) (1) この保護預りでは、上記1. ①および②に掲げる証券のうち当金庫で販売した受益証券に限り、本章の規定に従ってお預りします。 (2) 当金庫は上記1. ①および②に掲げる証券についても、相当の事由があるときは保護預りをお断りすることがあります。 (3) 本章の規定に従ってお預りした証券を「保護預り証券」といいます。</p>	投信約款第16条
2	保護預り取引	18 保護預り証券の保管方法および保管場所	<p>(保護預り証券の保管方法および保管場所) 当金庫は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定にしたがって次のとおりお預りします。 1 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することができます。 2 上記1による保管は大券をもって行うことがあります。 3 当金庫は、保護預り証券を当金庫名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に寄託することがあります。</p>	<p>(保護預り証券の保管方法) (1) 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとしします。 (2) 上記(1)による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。 (3) 当金庫は、保護預り証券を当金庫名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。 再寄託を行う場合、当金庫はそれぞれのお客様の同意を得る必要はないものとしします。 (4) 混蔵保管でお預りした保護預り証券について、お客様は、保護預り証券と同銘柄の証券に対し、その数または額に応じて共有権ま</p>	投信約款第17条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
2	保護預り取引	19 混蔵保管等に関する同意事項 <u>(混蔵保管等に関する同意事項)</u> 第18条の規定により混蔵して保管する保護預り証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。 1 お預りした保護預り証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること。 2 新たに証券をお預りするときまたはお預りしている保護預り証券を返還するときは、その証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。	たは準共有権を取得します。 (5)新たに受益証券をお預りするとき、または保護預り証券をご返還するときは、その受益証券のお預りまたはご返還については同銘柄の受益証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこととします。	
2	保護預り取引	20 保護預り証券の口座処理 <u>(保護預り証券の口座処理)</u> 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。		
			(届出事項) 保護預りの申込書等に使用された印影および記載された名称、代表者、代理人、住所等をもって届出の印鑑、名称、代表者、代理人、住所等とします。	投信約款 第18条
2	保護預り取引	21 担保に係る処理 <u>(担保に係る処理)</u> お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当金庫が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当金庫所定の方法により行います。	(質権の設定) お客様が保護預り証券について質権の設定を希望される場合は、当金庫が認めた場合に限り当金庫所定の手続きに従い行うものとします。	投信約款 第32条
2	保護預り取引	22 お客様への報告・連絡事項 <u>(お客様への報告・連絡事項)</u> 1 当金庫は、保護預り証券について、残高照合のためのお預り残高をご通知します。 2 上記1のご報告は、1年に1回以上、取引残高報告書をもって行います。	(保護預り契約と残高の通知) (1)証券を保護預りとしてお預りした場合、および保護預り証券の残高に移動があった場合は、当金庫所定の時期に年1回以上通知します。 (2)前回の取引から1年間、保護預り証券の残高の移動がない場合でも、当金庫所定の時期に年1回以上通知を行います。 (3)上記(1)および(2)に定める通知の方法は、第5章に定める取引残高報告書制度により行うものとします。	投信約款 第21条
2	保護預り取引	23 償還金等の代理受領 <u>(償還金等の代理受領)</u> 保護預り証券の償還金または収益分配金の支払いがあるときは、当金庫が代わってこれを受取り、所定の受渡日以降に指定預金口座へ入金します。	(償還金の受入れ等) 保護預り証券の償還金、分配金または換約金の支払いがある場合は、当金庫がこれを受取り所定の受渡日以降に指定預金口座へ入金します。	投信約款 第22条
2	保護預り取引	24 保護預り証券の返還 <u>(保護預り証券の返還)</u> 1 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当金庫所定の方法によりお手続きください。 2 保護預り証券は、お客様等が引出すまでは、本章の規定により当金庫がお預りしているものとします。	(保護預り証券の引出し) (1)保護預り証券の全部または一部を引出す際には、当金庫所定の日までに当金庫所定の方法でその旨を当金庫の取扱店にお申出のうえ、引出すときにお客様またはお客様があらかじめ届出た代理人(以下「お客様等」といいます。)が当金庫所定の依頼書に署名、	投信約款 第20条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
			捺印して取扱店に提出してください。 (2)保護預り証券は、お客様等が引出すまでは、本章の規定により当金庫が預りしているものとします。	
2	保護預り取引	25 保護預り証券の返還に準ずる取扱い <u>(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)</u> <u>当金庫は、次の場合には保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。</u> 1 保護預り証券を換金される場合 2 当金庫が第23条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合		
			(届出事項の変更等) (1)印鑑を失ったとき、または印鑑、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の届出書その他の書面により、当金庫所定の書類を添えて、取扱店に届出てください。 (2)届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、郵便事情などで延着または未到達のときでも通常到着すべきときに到達したものとみなします。 (3)お客様から上記(1)の届出がない場合、または、上記(2)に従って、当金庫からお客様への通知もしくは送付書類の延着または未到達により生じた損害について当金庫は一切その責を負いません。	投信約款第23条
2	保護預り取引	26 手数料 (手数料) 当金庫は、本章の保護預りについて、お客様から所定の手数料を申し受けることがあります。	(手数料) 当金庫は、本章の保護預りについてお客様から所定の手数料を申受けることがあります。	投信約款第19条
			(印鑑の喪失時の取扱い) 印鑑を失った場合の保護預り証券の返還は、当金庫所定の手続き後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	投信約款第24条
			(印鑑照合) (1)依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り証券の返還その他の取扱いをしました場合にはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故にあっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 (2)依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、保護預り証券を返還しなかった場合でも、そのために生じた損害については当金庫は一切その責を負いません。	投信約款第25条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
			<p>(損害の負担等)</p> <p>(1) 災害、事変その他不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り証券の引出しに直ちに直じられない場合であっても、このために生じた損害については当金庫は一切その責を負いません。</p> <p>(2) 上記(1)の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、き損等した場合または上記22. による償還金等の預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害についても当金庫は一切その責を負いません。</p>	<p>投信約款 第 26 条</p>
			<p>(解 約)</p> <p>(1) この契約は、お客様のお申出によりいつでも解約することができます。解約する際は、当金庫所定の日までに当金庫所定の方法でその旨を取扱店にお申出のうえ、保護預り証券を引取ってください。保護預り証券は、お客様が引取るまでは、本章の規定により当金庫がお預りしているものとします。なお、印鑑を失った場合の解約は、上記24. に準じて取り扱います。</p> <p>(2) 次の各号のいずれか一つにでも該当する場合には、当金庫いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の依頼書の受取欄に署名、捺印して取扱店に提出し、保護預り証券を引取ってください。</p> <p>①お客様が所定の手数料とそれに係る消費税を支払わないとき ②お客様について相続の開始があったとき ③お客様等が本章の規定に違反したとき ④下記59. に定めるこの約款の変更に同意されないとき ⑤やむを得ない事由により、当金庫が解約を申出たとき</p>	<p>投信約款 第 27 条</p>
			<p>(引出し等の制限)</p> <p>当金庫所定の期間については、保護預り証券の引出しまたはこの契約を解約することはできません。当該証券の引出しまたはこの契約を解約できないことにより生じた損害について当金庫は一切その責を負いません。</p>	<p>投信約款 第 28 条</p>
			<p>(緊急措置)</p> <p>法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗などの火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は一切その</p>	<p>投信約款 第 29 条</p>

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款	
			責を負いません。		
			(公示催告等の調査) 当金庫は、保護預り証券について、公示催告・除権判決の公告等について調査義務を負いません。	投資約款 第 30 条	
			(譲渡または質入れの禁止) この契約によるお客様の権利は、譲渡または質入れすることはできません。	投資約款 第 31 条	
3	振替決済取引	27 本章の趣旨	(本章の趣旨) 本章は、振替法に基づく振替制度において取扱う振替投資信託受益権に係るお客様の口座（以下、「振替決済口座」といいます。）を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、振替投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）の「社債等に関する業務規程」に定めるものとします。	(規定の趣旨) この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。	振替規定 第 1 条
3	振替決済取引	28 振替決済口座	(振替決済口座) 1 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当金庫が備置く振替口座簿において開設します。 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の振替投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下、「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。 3 当金庫は、お客様が振替投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。	(振替決済口座) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。 3 当金庫は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。	振替規定 第 2 条
3	振替決済取引	29 振替決済口座の開設	(振替決済口座の開設) 1 当金庫は、お客様から当金庫所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。 2 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の「社債等に	(振替決済口座の開設) 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の依頼書によりお申し込みいただきます。その際、法令に基づき本人確認を行わせていただきます。 2 当金庫は、お客様から前項の依頼書による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞	振替規定 第 3 条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款	
		<p>関する業務規程」その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p>	<p>なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p>		
			<p>(契約期間等)</p> <p>この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。</p> <p>2 この契約は、お客様又は当金庫からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</p>	振決規定 第4条	
			<p>(当金庫への届出事項)</p> <p>第3条第1項の依頼書に押なつされた印影及び記載された住所、名称等をもって、お届出の印鑑、住所、名称等とします。</p>	振決規定 第5条	
3	振替決済取引	30 振替の申請	<p>(振替の申請)</p> <p>1 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの</p> <p>②法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの</p> <p>③収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>④償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下、「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>⑤償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとす</p>	<p>(振替の申請)</p> <p>1 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの</p> <p>(2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの</p> <p>(3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）</p> <p>(4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>(5) 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当金庫の口座を振替先と</p>	振決規定 第6条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		<p>る日の前営業日以前に当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p>⑥販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては、次に掲げる日において振替を行うもの</p> <p>イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日</p> <p>ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>ホ 償還日</p> <p>ヘ 償還日翌営業日</p> <p>⑦振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うにあたっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入のうえ、届出の印鑑により署名捺印してご提出ください。</p> <p>①当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替投資信託受益権の銘柄および口数</p> <p>②お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>③振替先口座およびその直近上位機関の名称</p> <p>④振替先口座において、増加の記録または記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>⑤振替を行う日</p>	<p>する振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p>(6) 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては、次に掲げる日において振替を行うもの</p> <p>①収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>②収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日</p> <p>③償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>④償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>⑤償還日</p> <p>⑥償還日翌営業日</p> <p>(7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当っては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。</p> <p>(1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数</p> <p>(2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>(3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称</p> <p>(4) 振替先口座において、増加の記録又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>(5) 振替を行う日</p>	

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款		
		<p>3 上記2①の口数は、1口の整数倍（この約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記2③の提示は必要ありません。また、上記2④については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p>	<p>3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5 当金庫に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。</p>			
3	振替決済取引	31	他の口座管理機関への振替	<p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>1 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当金庫は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当金庫で振替投資信託受益権を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当金庫および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。この連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなかったことがあります。</p> <p>2 上記1において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替依頼書によりお申し込みください。</p>	<p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>当金庫は、お客様からのお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当金庫は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当金庫で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当金庫及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなかったことがあります。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替依頼書によりお申し込みください。</p>	振替規定第7条
3	振替決済取引	32	担保の設定	<p>(担保の設定)</p> <p>お客様の振替投資信託受益権について、担保を設定される場合は、<u>当金庫が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。</u></p>	<p>(担保の設定)</p> <p>お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。</p>	振替規定第8条
3	振替決済取引	33	抹消申請の委任	<p>(抹消申請の委任)</p> <p>振替決済口座に記載または記録されている振替投資</p>	<p>(抹消申請の委任)</p> <p>振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益</p>	振替規定第9条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		<p>信託受益権について、お客様の請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合には、当該振替投資信託受益権について、お客様から当金庫に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当金庫は当該委任に基づき、お客様に代ってお手続きさせていただきます。</p>	<p>権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当金庫に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当金庫は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p>	
3	振替決済取引	<p>34 償還金、解約金および収益分配金の代理受領等</p> <p>(償還金、解約金および収益分配金の代理受領等) 振替決済口座に記載または記録されている振替投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当金庫がお客様に代って当該振替投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当金庫からお客様にお支払いします。</p>	<p>(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等) 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当金庫がお客様に代って当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当金庫からお客様にお支払いします。</p>	振決規定第10条
3	振替決済取引	<p>35 お客様への連絡事項</p> <p>(お客様への連絡事項) 1 当金庫は、振替投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。 ①償還期限（償還期限がある場合に限り。） ②残高照合のための報告 ③お客様に対して機構から通知された事項 2 上記1の残高照合のための報告は、振替投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。また、<u>金商法等</u>の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫本部に直接ご連絡ください。</p>	<p>(お客様への連絡事項) 当金庫は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。 (1)償還期限（償還期限がある場合に限り。） (2)残高照合のための報告 (3)お客様に対して機構から通知された事項 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫本部に直接ご連絡ください。 3 当金庫がお客様から届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>	振決規定第11条
			<p>(届出事項の変更手続き) 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証</p>	振決規定第12条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款	
			<p>明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 前項により届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称等をもって届出の印鑑・住所・名称等とします。</p>		
3	振替決済取引	36 当金庫の連帯保証義務	<p>(当金庫の連帯保証義務) 機構または労働金庫連合会（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限り、）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 振替投資信託受益権の振替手続を行った際、機構または労働金庫連合会（上位機関）において、誤記帳により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた振替投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払をする義務</p> <p>② その他、機構または労働金庫連合会（上位機関）において、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>	<p>(当金庫の連帯保証義務) 機構又は労働金庫連合会（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限り、）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構又は労働金庫連合会（上位機関）において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払をする義務</p> <p>(2) その他、機構又は労働金庫連合会（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>	振替規定第13条
3	振替決済取引	37 複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知	<p>(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知) 当金庫は、当金庫が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、または当金庫の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当金庫のお客様が権利を有する振替投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載または記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。</p> <p>① 銘柄名称 ② 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載または記録をする当金庫の直近上位機関およびその上位機関（機</p>	<p>(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知) 当金庫は、当金庫が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当金庫の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当金庫のお客様が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。</p> <p>(1) 銘柄名称 (2) 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記</p>	振替規定第14条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款	
		<p>構を除く。)</p> <p>③同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載または記録がなされる場合、前号の直近上位機関およびその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載または記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数</p>	<p>載又は記録をする当金庫の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）</p> <p>(3) 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数</p>		
3	振替決済取引	38	<p>機構において取り扱う振替投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知</p> <p>(機構において取り扱う振替投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>1 当金庫は、機構において取り扱う振替投資信託受益権のうち、当金庫が取次販売会社となっていない銘柄その他の当金庫が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2 当金庫は、当金庫における振替投資信託受益権の取扱いについて、お客様からお問合わせがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p>	<p>(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>当金庫は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当金庫が取次販売会社となっていない銘柄その他当金庫が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2 当金庫は、当金庫における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p>	振替規定第15条
3	振替決済取引	39	<p>緊急措置</p> <p>(緊急措置)</p> <p>法令の定めるところにより振替投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。</p>	<p>(緊急措置)</p> <p>法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。</p>	振替規定第18条
3	振替決済取引	40	<p>免責事項</p> <p>(免責事項)</p> <p>当金庫は、<u>第70条に定める場合のほか、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</u></p> <p>①災害、事変その他の不可抗力と認められる事由、または当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、<u>振替投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</u></p> <p>②上記①の事由により振替投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第34条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>③第32条の事由により当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>	<p>(免責事項)</p> <p>当金庫は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちに</p>	振替規定第19条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款	
			<p>は応じられない場合に生じた損害</p> <p>(5)前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>(6)第18条の事由により当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>		
3	振替決済取引	41	<p>振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意</p> <p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、この約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、下記①および②に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うこと、ならびに下記③および④に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請</p> <p>②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など)</p> <p>③振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当金庫の口座(自己口)を経由して行う場合があること</p> <p>④振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること</p>	<p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p>振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託業者からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請</p> <p>(2)その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など)</p> <p>(3)振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当金庫の口座(自己口)を経由して行う場合があること</p> <p>(4)振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること</p>	振決規定第20条
4	累積投資取引	42	<p>(本章の趣旨)</p> <p>本章は、お客様と当金庫との間の投資信託の自動けいぞく(累積)投資に関する取決めです。</p> <p>当金庫は、この約款に従ってお客様と投資信託の自動けいぞく(累積)投資契約(以下、「累積投資取引契約」といいます。)を締結いたします。</p>	<p>(本章の趣旨)</p> <p>本章は、お客様と当金庫との間の受益証券の自動けいぞく(累積)投資に関する取決めです。</p> <p>当金庫は、本章の規定に従ってお客様と受益証券の自動けいぞく(累積)投資契約(以下本章において「契約」といいます。)を締結いたします。</p>	投信約款第33条
	累積投資取引			<p>(自動けいぞく(累積)投資の種類および申込み)</p> <p>お客様が買付を希望する受益証券の種類の中には、自動けいぞく</p>	投信約款第34条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
			(累積) 投資コースの契約の申込みを行わないと注文できないものがあります。	
4	累積投資取引	43 金銭の払込み (金銭の払込み) 1 お客様は投資信託の購入にあてるため、随時その購入代金(以下、「払込金」といいます。)をその自動払いぞく(累積)投資(以下、「累積投資」といいます。)コースに払込むことができます。 2 上記1の払込金は、当該投資信託の目論見書に記載された申込単位等の条件を満たした金銭とします。	(金銭の払込み) (1)お客様は受益証券の買付にあてるため、随時その買付代金(以下「払込金」といいます。)をその自動払いぞく(累積)投資コースに払込むことができます。 ただし、一部の自動払いぞく(累積)投資コースには、下記40.にかかる返還金を他の自動払いぞく(累積)投資コースへ払込む(以下「スイッチング」といいます。)ことができます。 (2)上記(1)の払込金は、各自動払いぞく(累積)投資コースにかかる約款に定められた額の単位とします。	投資約款第35条
4	累積投資取引	44 購入方法、時期および価額 (購入方法、時期および価額) 1 当金庫は、お客様から投資信託の購入の申込みがあった場合には、当該投資信託の目論見書記載の方法に従い、遅滞なく当該投資信託の購入を行います。 2 上記1の購入価額は、当該投資信託の目論見書に記載の価額に、所定の手数料および消費税等相当額を加えた価額とします。 3 購入された投資信託の受益証券等は、当該目論見書に記載された受渡日からお客様に帰属します。	(買付方法、時期および価額) (1)当金庫は、各自動払いぞく(累積)投資コースにかかる約款に従い、遅滞なく当該受益証券の買付を行います。 (2)上記(1)の買付価額は、当該約款に定める価額に、所定の手数料とそれに係る消費税を加えた額とします。 (3)買付けられた受益証券の所有権およびその収益分配金(以下「果实」といいます。)または元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客様に帰属するものとします。	投資約款第36条
			(受益証券の保管) (1)この契約によって買付けられた受益証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の受益証券と混蔵して保管いたします。 (2)お客様は、その指定する受益証券と同一の受益証券に限り、この契約以外によって取得したものを、この契約に基づく受益証券として、当金庫に寄託することができます。 (3)当金庫は、この契約による受益証券について、これを大券に取りまとめて保管を行うことがあります。 (4)当金庫は、この契約による受益証券の保管に際し、当金庫で保管することに代えて、当金庫名義で銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。 (5)上記(1)から(4)までの規定により混蔵して保管する受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。 ①寄託された受益証券と同銘柄の受益証券に対し、寄託された受益証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること	投資約款第37条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款	
			<p>②新たに受益証券を寄託するときまたは寄託された受益証券を返還するときは、その受益証券の寄託または返還については、同銘柄の受益証券を寄託している他のお客様と協議を要しないこと</p> <p>(6) 当金庫は、当該保管にかゝる受益証券の保管料を申受けることがあります。</p>		
4	累積投資取引	45 収益分配金の再投資	<p>(収益分配金の再投資)</p> <p>累積投資にかゝる投資信託の収益分配金は、お客様に代わって当金庫が受領のうえ、これをお客様の当該累積投資コースに繰入れ、目論見書に記載するところにより、その全額をもって当該投資信託の購入を行います。なお、この場合、購入の手数料は無料とします。</p>	<p>(果実等の再投資)</p> <p>自動けいぞく（累積）投資にかゝる受益証券の果実および償還金は、当金庫が、お客様に代わって受領のうえ、これを当該自動けいぞく（累積）投資コースに繰入れてお預りし、各自動けいぞく（累積）投資コースにかゝる約款に定めた方法により買付を行います。</p>	投資約款第 38 条
4	累積投資取引	46 換金方法、時期および価額	<p>(換金方法、時期および価額)</p> <p>1 当金庫は、お客様から所定の手続きによって各累積投資コースにかゝる投資信託の換金を請求されたときは、当該投資信託の目論見書記載の価額により当該投資信託を換金し、所定の手数料等および所定の信託財産留保額を差し引いた金銭を引渡します。</p> <p>2 前項の換金請求時に、スイッチングのお申込みがあった場合は、当該投資信託の目論見書の記載するところに従い、換金によって得られた金銭については、お客様にお支払いすることなくご指定の累積投資コースへの払込金に充当いたします。</p> <p>3 お客様は、当金庫所定の手続きを行うことにより、再投資を停止できるものとし、再投資を停止した場合の収益分配金については、当金庫は、決算日から起算して、各投資信託の目論見書に記載されている換金代金のお支払日に準じてお支払いいたします。</p>	<p>(受益証券の返還)</p> <p>(1) 当金庫は、この契約に基づく受益証券については、お客様からその返還を請求されたときは、各自動けいぞく（累積）投資コースにかゝる約款に定められた価額により各受益証券を換金し、所定の手数料等および所定の信託財産留保額を差し引いた金銭を引渡すことにより、受益証券の返還に代えるものとします。</p> <p>(2) クローズド期間のある自動けいぞく（累積）投資コースについての当該クローズド期間中の上記(1)は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、</p> <p>① 申込者が死亡したとき</p> <p>② 申込者が天変地異その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき</p> <p>③ 申込者が破産手続き開始の決定を受けたとき</p> <p>④ 申込者が疾病により生計の維持ができなくなったとき</p> <p>⑤ その他前各号に準じる理由があるものと当金庫が認めるとき</p> <p>(3) 上記(1)の返還請求時に、上記 35. (1)ただし書き所定のスイッチングのお申出があった場合、当該返還金については、お客様にお支払いすることなくご指定の自動けいぞく（累積）投資コースへの払込金に充当いたします。</p> <p>(4) 当金庫は、お客様から買付の中止をお受けした場合には、当該お申出の時における自動けいぞく（累積）投資コースの残金を上記(1)に準じて返還いたします。</p>	投資約款第 39 条
3	累積投資取引	47 解約	<p>(解約)</p> <p>(1) 累積投資取引契約は、第 63 条に定める場合のほか、次の各号</p>	<p>(解 約)</p> <p>(1) この契約は、次の各号のいずれか一つにでも該当した場合には、</p>	投資約款第 40 条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款	
		<p>のいずれか一つにでも該当した場合には、解約されるものいたします。</p> <p>①払込金が引き続き1年を超えて払い込まれなかったとき ただし、前回の買付の日から1年以内に保管中の投資信託の収益分配金によって指定された投資信託の買付ができる場合の当該契約については、この限りではありません。</p> <p>②当金庫が累積投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>③累積投資にかかる投資信託が償還されたとき</p> <p>(2) この解約の手続きは、第63条に準じて行います。</p>	<p>解約されるものいたします。</p> <p>①お客様から解約のお申出があったとき</p> <p>②払込金が引き続き1年を超えて払い込まれなかったとき ただし、前回の買付の日から1年以内に保管中の受益証券の事実によって指定された受益証券の買付ができる場合の当該契約については、この限りではありません。</p> <p>③当金庫が自動いぞく(累積)投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>④自動いぞく(累積)投資にかかる受益証券が償還されたとき</p> <p>(2) この契約が解約されたときは、当金庫は、遅滞なく保管中の受益証券を取扱店においてお客様に返還いたします。</p> <p>(3) この解約の手続きは、上記39.(1)に準じて行います。</p>		
			<p>(申込事項等の変更)</p> <p>下記57.(1)および(2)の規定は、本章においてこれを準用いたします。</p>	<p>投信約款 第41条</p>	
			<p>(その他)</p> <p>(1)当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(2)下記56.①から⑥の規定は、本章においてこれを準用いたします。</p> <p>(3)各自動いぞく(累積)投資コースにかかる約款の規定は、本章の規定より優先して適用されるものいたします。</p>	<p>投信約款 第42条</p>	
5	定時定額買付取引	48 本章の趣旨	<p>(本章の趣旨)</p> <p>本章は、お客様と当金庫との間における<u>投資信託の定時定額買付取引</u>（以下、「定時定額取引」といいます。）に関する<u>取決め</u>です。 当金庫は、この約款にしたがって<u>お客様と定時定額取引契約を締結</u>いたします。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>この約款は、労働金庫投信取引約款に基づく取引（以下「投信取引」といいます。）において、お客様と労働金庫（以下「当金庫」といいます。）との間における投信定時定額買付取引（以下「定時定額取引」といいます。）に関する取扱いを定めるものです。 当金庫は、この約款にしたがって投資信託受益証券等の定時定額買付取引契約をお客様と締結します。</p>	<p>定定約款 第1条</p>
5	定時定額買付取引	49 指定投資信託の選定	<p>(指定投資信託の選定)</p> <p>1 定時定額取引の対象となる投資信託は、当金庫が選定した投資信託（以下、「<u>選定投資信託</u>」）とします。</p> <p>2 お客様は、<u>選定投資信託の中から定時定額取引を行う投資信託を指定</u>（以下、「<u>指定投資信託</u>」）とします。<u>するものとします。</u></p>	<p>(定時定額取引対象投信の選定)</p> <p>(1)定時定額取引の対象となる投資信託受益証券等は、当金庫が選定した投資信託（以下「<u>選定投信</u>」）とします。</p> <p>(2)お客様には、選定投信の中から定時定額取引を行う銘柄を指定して（以下「<u>指定投信</u>」）いただきます。</p>	<p>定定約款 第2条</p>

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
5	定時定額買付取引	50	定時定額取引の申込方法	定時定額取引の申込方法
		<p>(定時定額取引の申込方法)</p> <p>1 定時定額取引を申込むときは、当金庫所定の申込書に必要事項を記入し、指定預金口座の届出の印鑑により署名・捺印のうえ、当金庫に提出していただきます。申込書を受領後、当金庫が承諾した場合に限り定時定額取引を開始することとします。</p> <p>2 お客様が上記1の申込みをするにあたり、定時定額取引で使用する印鑑、氏名または名称、代表者、代理人、住所等は、総合取引と同一のものを使用していただきます。また、お客様の取扱店と定時定額取引を行う店舗は同一店舗とします。取扱店と異なった店舗で定時定額取引をご希望のときは、取扱店から移管していただきます。</p> <p>3 お客様が上記1の申込みをするにあたり、指定投資信託の累積投資取引の申込みがなされていない場合は、累積投資取引の申込みをしていただきます。</p>	<p>(定時定額取引の申込方法)</p> <p>(1) 定時定額取引を申込むときは、当金庫所定の申込書に必要事項を記入し、投信取引指定預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）のお届け印により記名押印のうえ、当金庫に提出していただきます。申込書を受領後、当金庫が承諾した場合に限り定時定額取引を開始することとします。</p> <p>(2) お客様が上記(1)の申込みをするにあたり、当金庫に既に投信取引口座（以下「投信口座」といいます。）を開設済みの場合は、定時定額取引で使用する印鑑、名称、代表者、代理人、住所等は、投信口座と同一のものを使用していただきます。また、お客様の投信口座がある店舗（以下「取扱店」といいます。）と定時定額取引を行う店舗は同一店舗とします。取扱店と異なった店舗で定時定額取引をご希望のときは、取扱店から投信口座を移管していただきます。</p> <p>(3) お客様が上記(1)の申込みをするにあたり、当金庫に投信口座を開設していない場合は、投信口座の開設および指定投信の自動けいぞく（累積）投資の申込みを同時に行っていただきます。なお、投信口座を既に開設済みであっても、指定投信の自動けいぞく（累積）投資の申込みがなされていない場合は、自動けいぞく（累積）投資の申込みをしていただきます。</p>	定時定額取引の申込方法
5	定時定額買付取引	51	引落しの時期、金額等	引落しの時期、金額等
		<p>(引落しの時期、金額等)</p> <p>1 当金庫は、提出された申込書に従い、指定された金額を指定された引落日（以下、「引落日」といいます。）に、指定預金口座からお客様へ通知することなく自動的に引落とし、指定投資信託の累積投資取引に係る口座へ払込みます。なお、原則として、引落日の翌々営業日をお客様からの購入申込みの受付日とします。ただし、引落日の翌々営業日に購入申込みの受付ができないときは、直後の購入申込み受付可能日を購入申込みの受付日とします。</p> <p>2 引落日が当金庫の休業日にあたる場合は、原則として、翌営業日を引落日とします。</p> <p>3 当金庫所定の引落処理時点において指定預金口座の</p>	<p>(引落しの時期、金額等)</p> <p>(1) 当金庫は、提出された申込書に従い、指定された金額を指定された引落日（以下、「引落日」といいます。）に、指定預金口座からお客様へ通知することなく自動的に引落とし、指定投信の自動けいぞく（累積）投資口座へ払い込みます。なお、原則として、引落日の翌々営業日をお客様からの買付申込みの受付日とします。ただし、引落日の翌々営業日に買付申込みの受付ができないときは、直後の買付申込み受付可能日を買付申込みの受付日とします。</p> <p>(2) 指定預金口座から引落した金銭に対しては労働金庫投信取引約款に従い、如何なる理由においても付利しません。</p>	引落しの時期、金額等

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款	
		<p>残高が引落金額に不足するため引落しができなかった場合は、再引落しは行わず、その回の定時定額取引は休止する扱いとします。この場合、当金庫からお客様への通知はいたしません。</p> <p>4 指定預金口座が総合口座である場合は、<u>購入</u>により指定預金口座の残高が貸越とならないように、ご注意ください。</p> <p>5 指定投資信託として複数の銘柄の引落日を同一の日に指定している場合で、残高が総引落金額に不足する場合は、そのいずれの銘柄を<u>購入</u>するかは当金庫の任意とします。</p> <p>6 定時定額取引のための指定預金口座からの預金の払戻しについては、指定預金口座に係る預金規定にかかわらず、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。</p> <p>7 一銘柄の指定投資信託について複数の引落日を指定することはできません。</p> <p>8 上記3の事由により購入を行えなかったこと、上記4の事由で貸越により購入を行ったこと、および上記5で指定されたすべての銘柄を<u>購入</u>しなかったことで生じた損害については、当金庫は一切その責を負いません。</p>	<p>(3)引落日が当金庫の休業日にあたる場合は、原則として、翌営業日を引落日とします。</p> <p>(4)当金庫所定の引落処理時点において指定預金口座の残高が引落金額に不足するため引落しが出来なかった場合は、再引落しは行わず、その回の定時定額取引は休止する扱いとします。この場合、当金庫からお客様への通知はいたしません。</p> <p>(5)指定預金口座が総合口座である場合は、買付により指定預金口座の残高が貸越とならない様に、ご注意ください。なお、預金残高が不足し、引落しにより残高が貸越となる場合でも買付は行われます。</p> <p>(6)指定投信として複数の銘柄の引落日を同一の日に指定している場合で、残高が総引落金額に不足する場合は、そのいずれの銘柄を買付けるかは当金庫の任意とします。</p> <p>(7)定時定額取引のための指定預金口座からの預金の払い戻しについては、指定預金口座に係る預金規定にかかわらず、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。</p> <p>(8)一銘柄の指定投信について複数の引落日を指定することはできません。</p> <p>(9)上記(4)の事由により買付を行えなかったこと、上記(5)の事由で貸越により買付を行ったこと、及び上記(6)で指定されたすべての銘柄を買い付けなかったことで生じた損害については、当金庫は一切その責を負いません。</p>		
5	定時定額買付取引	52 手数料等	<p>(手数料等)</p> <p>1 指定投資信託の<u>購入</u>に必要な<u>所定の手数料</u>および<u>消費税等相当額</u>は、指定金額から差し引くものとします。</p> <p>2 定時定額取引では償還乗換優遇による<u>購入申込み</u>はできません。</p>	<p>(手数料等)</p> <p>(1)指定投信の買付に必要な手数料等（販売手数料、税金等）は、指定金額から差し引くものとします。</p> <p>(2)定時定額取引では償還乗換優遇による買付申込みはできません。</p>	定時約款第5条
5	定時定額買付取引	53 申込内容の変更	<p>(申込内容の変更)</p> <p>1 指定投信の銘柄の追加または既存の定時定額取引申込内容の変更は、お客様が変更を希望される引落日の5営業日前までに当金庫所定の申込書に必要事項を記入し、お届けの印鑑により<u>署名・捺印</u>のうえ、取扱店にお申込みください。</p>	<p>(申込内容の変更)</p> <p>(1)指定投信の銘柄の追加または既存の定時定額取引申込内容の変更は、お客様が変更を希望される引落日の5営業日前までに当金庫所定の申込書に必要事項を記入し届出済の印鑑により記名押印のうえ、取扱店にお申込みください。</p>	定時約款第6条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款		
		<p>2 指定投資信託の銘柄を変更することはできません。</p> <p>3 指定投資信託の銘柄の追加により既存の定時定額取引申込内容は変更いたしません。</p>	<p>(2) 指定投信の銘柄を変更することはできません。</p> <p>(3) 指定投信の銘柄の追加により既存の定時定額取引申込内容は変更いたしません。</p>			
5	定時定額買付取引	54	定時定額取引の一時停止	<p>(定時定額取引の一時停止)</p> <p>1 当金庫は、第9条の各号に掲げる事情により、定時定額取引を一時的に停止することがあります。</p> <p>2 上記1の事由により、一時停止した期間に係る自動引落としおよび累積投資口座への払込みは、一時停止期間終了後も行いません。</p> <p>3 上記1の事由により、一時停止した期間に係る自動引落としおよび累積投資口座への払込みが行えなかったことで生じた損害については、当金庫は一切その責を負いません。</p> <p>4 お客様から、<u>当金庫が定める日までに当金庫所定の方法による引落としの中止の申し出があったときは、定時定額取引を中止いたします。</u></p>	<p>(定時定額取引の一時停止)</p> <p>(1) 当金庫は、次の各号に掲げる投信委託会社または当金庫のやむを得ない事情により、定時定額取引を一時的に停止することがあります。</p> <p>① 投信委託会社が、指定投信の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。</p> <p>② 投信委託会社の免許取消し、営業譲渡または受託金融機関の辞任等により、指定投信の買付の取扱いが停止されているとき。</p> <p>③ 災害、事変その他不可抗力により、当金庫が定時定額取引を行うことができないとき。</p> <p>④ その他、当金庫がやむを得ない事情により定時定額取引を停止せざるを得ないと判断したとき。</p> <p>(2) 上記(1)の事由により、一時停止した期間に係る自動引落としおよび自動けいぞく(累積)投資口座への払込みは、一時停止期間終了後も行いません。</p> <p>(3) 上記(1)の事由により、一時停止した期間に係る自動引落としおよび自動けいぞく(累積)投資口座への払込みが行えなかったことで生じた損害については、当金庫は一切その責を負いません。</p> <p>(4) お客様から引落としの中止の申出があったとき。</p>	定時約款第7条
5	定時定額買付取引	55	解約	<p>(解約)</p> <p>定時定額取引は、<u>第63条に定める場合のほか、次のいずれかに該当したときには解約されるものとします。</u></p> <p>お客様が当金庫所定の方法により定時定額取引の解約の通知を当金庫に届け出たとき。</p> <p>① お客様について相続の開始があったとき。</p> <p>② 指定投資信託が償還されたとき。</p> <p>③ やむを得ない事情により定時定額取引を停止せざるを得ないと当金庫が判断したとき。</p>	<p>(解約)</p> <p>定時定額取引は、次のいずれかに該当したときには解約されるものとします。</p> <p>① お客様が、当金庫所定の方法により定時定額取引の解約の通知を当金庫に届け出たとき。</p> <p>② お客様が、指定預金口座、指定投信の振替決済口座、指定投信の自動けいぞく(累積)投資口座を解約したとき。</p> <p>③ お客様について相続の開始があったとき。</p> <p>④ 指定投信が償還されたとき。</p> <p>⑤ やむを得ない事情により定時定額取引を停止せざるを得ないと当金庫が判断したとき。</p>	定時約款第8条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
5	定時定額買付取引	56 取引明細の通知 (取引明細の通知) 当金庫は、定時定額取引については取引報告書の発行はいたしません。定時定額取引の明細については、取引残高報告書にてご確認ください。	(取引明細の通知) 当金庫は、定時定額取引については取引報告書の発行はいたしません。定時定額取引の明細については、取引残高報告書にてご確認ください。	定時約款第9条
6	振込先指定方式	57 本章の趣旨 (本章の趣旨) 1 本章は、お客様が当金庫との間で行う振込先指定方式の取扱いに関する取決めです。 2 振込先指定方式とは、総合取引により当金庫がお客様に支払うこととなった金銭（以下、「金銭」といいます。）をお客様の指定預金口座に振込む方式をいいます。	(振込先指定方式) 振込先指定方式とは、お客様と当金庫との取引取引により当金庫がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）をお客様の指定預金口座に振込む方式をいいます。	投資約款第43条
6	振込先指定方式	58 指定預金口座の名義 (指定預金口座の名義) 指定預金口座の名義は、当金庫の総合取引に係る口座の名義と同一としていただきます。	(指定預金口座の取扱い) (1)指定預金口座は、上記3. に掲げたお客様が当金庫に保有し取引取引のためとして指定する預金口座です。 (2)指定預金口座は上記3. に掲げた当金庫の取引取引口座と同一名義としてください。 (3)すでに当金庫に振込先の預金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預金口座としてお取扱いさせていただきます。	投資約款第44条
6	振込先指定方式	59 指定預金口座の変更 (指定預金口座の変更) 1 指定預金口座を変更されるときは、当金庫所定の書面によって届出いただきます。 2 変更申込み受付後は、変更後の口座を指定預金口座といたします。	(指定預金口座の変更) (1)指定預金口座を変更されるときは、当金庫所定の用紙によって届出いただきます。 (2)変更申し込み受付後の取扱いは上記44. に準じて行うものといたします。	投資約款第45条
6	振込先指定方式	60 金銭受渡清算方法の指示 (金銭受渡清算方法の指示) 金銭の受渡清算方法については、原則としてこの約款に基づく振入を行います。	(金銭受渡清算方法の指示) 金銭の受渡清算方法については、本章に基づく振入を行います。	投資約款第46条
6	振込先指定方式	61 受入書類等 (受入書類等) 前条に基づき振入をする場合には、その都度の出金請求受領書の受入れは省略いたします。	(受入書類等の省略) 上記46. に基づき振入をする場合には、その都度の受領書の受入れは不要といたします。	投資約款第47条
6	振込先指定方式	62 手数料 (手数料) 振込に係る手数料は、当金庫所定の額をお客様に負担していただく場合があります。	(手数料) 振込にかかる手数料は所定の額を当金庫が負担いたします。	投資約款第48条
7	雑則	63 契約の解約 (契約の解約) 1 この約款における各契約および取扱いは、次の場合に解約されるものとします。 ①お客様が当金庫に対し、各契約の解約のお申し出をした場合	(取扱いの解約) (1)上記3. (2)①の取扱いは、次の場合に解約されます。 ①お客様から解約のお申し出があった場合 ②当金庫が解約を申出た場合	投資約款第54条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		<p>②この約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>③お客様が反社会的勢力であることが半明し、当金庫が各契約の解約を申し出た場合</p> <p>④お客様が反社会的勢力に関する表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが半明し、当金庫が各契約の解約を申し出た場合</p> <p>⑤やむを得ない事由により当金庫がお客様に対し、各契約の解約を申し出た場合</p> <p>2 当金庫から解約の通知があったとき、その他契約が終了したときは、お客様は当金庫所定の手続きを直ちにとり、振替投資信託受益権を他の口座管理機関へ振替えるものとします。なお、振替を行えない場合は、当該振替投資信託受益権を換金し、現金によりお返しすることがあります。</p> <p>3 振入先指定方式の契約は、当金庫が解約を申し出た場合に解約されます。</p>	(2)上記3。(2)②は、当金庫が解約を申し出た場合に解約されます。	
7 雑則	64	<p>(公示催告等の調査等の免除)</p> <p>当金庫は、お預りしている受益証券等にかかる公示催告の申立て、除権判決の確定等についての調査およびご通知はしません。</p>	<p>(公示催告等の調査等の免除)</p> <p>当金庫は、お預りしている受益証券にかかる公示催告の申立て、除権判決の確定等についての調査およびご通知はしません。</p>	投信約款第55条
7 雑則	65	<p>(届出事項の変更)</p> <p>1 お届出の印鑑、住所、氏名もしくは名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者、代理人の氏名等または第4条に定める本人確認等に係る事項に変更があったとき、また印鑑を紛失したときは、お客様は当金庫所定の手続きによって直ちに当金庫に届出てください。</p> <p>2 上記1のお申し出があった場合は、当金庫は、住民票、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、印鑑証明書その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。印鑑証明書のご提出を要する場合に、そのご提出ができないときは、当金庫の認める保証人の印鑑証明書をご提出ください。</p> <p>3 上記1の変更または紛失があった場合は、当金庫は、相当の手続きを完了した後でなければ、金銭の返還その他の取引のご請求には応じません。</p> <p>4 上記1の届出前に生じた損害について、当金庫は一切その責を負いません。</p>	<p>(届出事項の変更)</p> <p>(1)届出の印鑑、住所、氏名等の事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当金庫に届出いただきます。</p> <p>(2)上記(1)のお申し出があったとき、当金庫は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。書類の提出を必要と認める場合で、当該必要書類のご提出ができないときには、本人に代わり当金庫が認める保証人の当該必要書類をご提出ください。</p> <p>(3)上記(1)または(2)によりお届出があった場合は、当金庫は、相当の手続きを完了した後でなければ、お預りした受益証券または金銭の返還のご請求には応じません。</p>	投信約款第57条
7 雑則	66	<p>(通知の効力)</p>		追加

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		<p><u>お客様のお届出の氏名または名称、住所あてに当金庫によりなされた総合取引に関する諸通知が、転居、不在その他当金庫の責に帰すことができない事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものととして取扱うことができるものとします。</u></p>		
7	雑則	<p>67 後見開始等の届出</p> <p><u>(後見開始等の届出)</u> 1 お客様について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに当金庫所定の手続きに従い 補助人、保佐人、成年後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。 また、補助監督人、保佐監督人、後見監督人が選任された場合にも、直ちに当金庫所定の手続きに従い 補助監督人、保佐監督人、後見監督人の氏名その他必要な事項を届出てください。 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに当金庫所定の手続きに従い 任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。 3 お客様がすでに補助、保佐または後見開始の審判を受けている場合は、直ちに当金庫所定の手続きに従い、補助人、保佐人または後見監督人の氏名その他必要な事項を届出てください。また、お客様の締結した任意後見契約に基づき任意後見監督人が選任されている場合においても、直ちに当金庫所定の手続きに従い 任意後見人および任意後見監督人の各氏名その他必要な事項を届出てください。</p>	<p>(2)上記(1)のお客様について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに当金庫所定の手続きに従い 補助人、保佐人、成年後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。 また、補助監督人、保佐監督人、後見監督人が選任された場合にも、直ちに当金庫所定の手続きに従い 補助監督人、保佐監督人、後見監督人の氏名その他必要な事項を届出てください。 (3)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに当金庫所定の手続きに従い 任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。 (4)お客様がすでに補助、保佐または後見開始の審判を受けている場合は、直ちに当金庫所定の手続きに従い、補助人、保佐人または成年監督人の氏名その他必要な事項を届出てください。また、お客様の締結した任意後見契約に基づき任意後見監督人が選任されている場合においても、直ちに当金庫所定の手続きに従い 任意後見人及び任意後見監督人の各氏名その他必要な事項を届出てください。</p>	<p>投信約款 第 4 条</p>
7	雑則	<p>68 非居住者について</p> <p><u>(非居住者について)</u> お客様が日本国内の居住者でなくなる場合は、遅滞なく当金庫に届け、当金庫が別に定める取扱いについてご承認のうえ、当金庫所定のお手続きをしていただき、かつ当金庫が承諾した場合には、その定め範囲でお取引を継続させていただくものとします。</p>		<p>追加</p>
7	雑則	<p>69 その他</p> <p>(その他) この約款による取引等に際しての種々の手続き、その他当金庫の定める事項は、取扱店の店頭へ備え置いてお客様にお知らせいたします。</p>	<p>(その他) この約款による取引等に際しての種々の手続き、その他当金庫の定める事項は、取扱店の店頭へ備え置いてお客様にお知らせいたします。</p>	<p>投信約款 第 60 条</p>
7	雑則	<p>70 免責事項</p> <p>(免責事項) 当金庫は、次に掲げる損害については、その賠償責任を負いません。</p>	<p>(免責事項) 当金庫は、次に掲げる損害については、その賠償責任を負いません。</p>	<p>投信約款 第 56 条</p>

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		<p>①当金庫所定の<u>申込書、依頼書、諸届、証書その他の書類等に捺印された印影とお届出印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて行った投資信託の購入・換金、お預りした受益証券等または金銭の返還、振替投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱い</u>により生じた損害</p> <p>②お客様が<u>当金庫所定の手続きを行わず、または捺印された印影が届出の印鑑と相違するために、上記①の取扱いを当金庫が行わなかったこと</u>により生じた損害</p> <p>③災害、事変その他の不可抗力と認められる事由により、<u>上記①の取扱いが不能または遅延したこと</u>により生じた損害</p> <p>④当金庫が第60条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害</p> <p>⑤電信または郵便の誤謬、遅滞等当金庫の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p>	<p>①当金庫所定の証書等に捺印された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした受益証券または金銭を返還したことにより生じた損害</p> <p>②当金庫が上記46.により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害</p> <p>③当金庫の窓口において当金庫所定の証書等に捺印された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったことにより生じた損害</p> <p>④所定の手続きにより返還のお申出がなかったため、または捺印された印影が届出の印鑑と相違するためにお預りした受益証券または金銭を返還しなかったことにより生じた損害</p> <p>⑤お預り当初から、保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害</p> <p>⑥天変地異その他の不可抗力により、この約款に基づく受益証券の買付、または保護預り証券もしくは金銭の返還が遅延したことにより生じた損害</p>	
7 雑則	71 合意管轄	<p>(合意管轄)</p> <p>お客様と当金庫の間でこの契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当金庫は、当金庫本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を指定することができるものとします。</p>	<p>(合意管轄)</p> <p>この取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、当金庫本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所のうち、当金庫が指定した裁判所を第一審裁判所とします。</p>	投信約款第58条
7 雑則	72 約款の変更	<p>(約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様にご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更等によりその必要を生じたときは、改訂されることがあります。</p> <p>なお、改訂の内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	投信約款第59条
			<p>(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)</p> <p>有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当金庫がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設</p>	投信約款第61条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
			のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。 この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付ををもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。	
			<p>(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p>社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当金庫に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の(1)から(5)までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託業者が代理して行うこと</p> <p>(2)上記(1)の代理権を受けた投資信託委託業者が、当金庫に対して、上記(1)に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること</p> <p>(3)移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと</p> <p>(4)振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当金庫の口座(自己口)を経由して行う場合があること</p> <p>(5)社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当金庫が別に定める規定により管理すること</p>	投信約款第62条
			<p>(目的)</p> <p>本章の規定は、お客様が第2章所定の受益証券の保護預り契約を締結した場合に、当金庫が保護預り証券の残高の通知方法を定めることを目的とするものです。</p>	投信約款第49条
			<p>(適用範囲)</p> <p>お客様が第2章受益証券の保護預り取引に従い当金庫に寄託する受益証券に適用します。</p> <p>なお、自動引当(累積)投資口座による再投資の場合の受渡</p>	投信約款第50条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
			清算についてもこれを適用するものとします。	
			(解約) 自動けいぞく(累積)投資契約により買付けられた受益証券を寄託している場合を除き、取引残高報告書方式の解約は、お客様と当金庫のいずれか一方の申出により行うことができるものとします。	投信約款第52条
			(受益証券の保護預り規定等の適用) 本章の規定に定めのない事項については、第2章に定める受益証券の保護預り取引により取扱います。	投信約款第53条
特定口座約款	1	<p>(約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が租税特別措置法(以下、「措置法」といいます。)第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等(お客様と労働金庫(以下、「当金庫」といいます。))との取引においては、公募非上場株式投資信託受益権(以下、「受益権」といいます。)が該当します。)の換金に係る所得計算等の特例を受けるために当金庫に開設される特定口座における受益権の記載又は記録について同条第3項第2号及び第3号に規定される要件、並びに、措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受ける特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等(措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。)の配当等(以下、「収益分配金」といいます。)の受領について措置法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件、及び、これらの場合におけるお客様と当金庫との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2 お客様と当金庫の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、<u>関係法令等及びこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」の定めるところによるものとします。</u></p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が租税特別措置法(以下、「措置法」といいます。)第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等(お客様と労働金庫(以下、「当金庫」といいます。))との取引においては、公募非上場株式投資信託受益権(以下、「受益権」といいます。)が該当します。)の換金に係る所得計算等の特例を受けるために当金庫に開設される特定口座における受益権の記載又は記録について同条第3項第2号及び第3号に規定される要件、並びに、措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受ける特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等(措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。)の配当等(以下、「収益分配金」といいます。)の受領について措置法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件、及び、これらの場合におけるお客様と当金庫との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2 お客様と当金庫の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令・通達及びこの約款に定めがある場合を除き、「労働金庫投信取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「労働金庫投信定時定額買付取引約款」及び「自動けいぞく(累積)投資約款」に従います。</p>	特定約款第1条
	2	<p>(特定口座の申込方法)</p> <p>お客様が当金庫に特定口座の開設を申込むに当たっては、あらかじめ、当金庫に対し、措置法第37条の11</p>	<p>(特定口座の申込方法)</p> <p>お客様が、当金庫に特定口座の開設を申込むに当たっては、あらかじめ、当金庫に対し、措置法第37条の11の3</p>	特定約款第2条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		<p>の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書を提出していただきます。その際、お客様は住民票の写し、<u>印鑑証明書</u>、<u>運転免許証</u>その他当金庫が定める書類を提示し、お名前、生年月日およびご住所等につき確認を受けていただくことといたします。</p> <p>2 お客様が受益権の換金による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当金庫に対し、措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただくものといたします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の受益権の換金については、お客様からその年最初の受益権の換金の時までには特にお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3 源泉徴収選択口座を開設しているお客様が、特定口座内受益権の換金に係る所得について源泉徴収を希望しない場合については、源泉徴収しないことを選択した特定口座源泉徴収選択変更届出書を提出していただきます。</p>	<p>第3項第1号に定める特定口座開設届出書を提出するものといたします。その際、お客様は運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書その他当金庫が定める書類を提示し、お名前、生年月日、ご住所等につき確認を受けていただくことといたします。</p> <p>2 お客様が受益権の換金による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当金庫に対し、措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただくものといたします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の受益権の換金については、お客様からその年最初の受益権の換金の時までには特にお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものといたします。</p> <p>3 お客様が措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、収益分配金支払確定日前の当金庫が定める日までに当金庫に対して措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令（以下、「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただきます。</p> <p>4 お客様が当金庫に対して前項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた収益分配金を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該収益分配金の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管受益権の換金による所得について、源泉徴収を希望しない旨のお申し出を行うことはできません。</p>	
	3 特定保管勘定における記載又は記録	<p>(特定保管勘定における記載又は記録) 特定口座に係る受益権の記載又は記録は、特定保管勘定（措置法第37条の11の3第3項第2号に規定されている当該特定口座に記載又は記録がされる受益権につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行いま</p>	<p>(特定保管勘定における記載又は記録、特定上場株式配当等勘定における処理) 特定口座に係る受益権の記載又は記録は、特定保管勘定（措置法第37条の11の3第3項第2号に規定されている当該特定口座に記載又は記録がされる受益権につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行</p>	特定約款 第3条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		す。	うための勘定をいいます。) において行います。 2 源泉徴収選択口座において交付を受ける収益分配金については、源泉徴収選択口座内に設けられた特定上場株式配当等勘定（収益分配金に関する記録を、他の当該源泉徴収選択口座において交付を受けない収益分配金に関する記録と区分して行うための勘定）において行います。	
	4	特定口座を通じた取引 (特定口座を通じた取引) 特定口座を開設したお客様が、当金庫との間で行う受益権の取引に関しては、お客様から特にお申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものいたします。	(特定口座を通じた取引) 特定口座を開設したお客様が、当金庫との間で行う受益権の取引に関しては、お客様から特にお申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものいたします。	特定約款 第 4 条
	5	所得金額等の計算 (所得金額等の計算) 特定口座における受益権の譲渡損益の計算は、措置法その他関係法令の定めに基づき行います。	(所得金額等の計算) 特定口座における受益権の譲渡損益及び収益分配金に係る所得の計算は、措置法その他関係法令の定めに基づき行います。	特定約款 第 5 条
	6	源泉徴収 (源泉徴収) <u>お客様から措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、当金庫は、措置法、地方税法その他の関係法令の規定に基づき、所得税・地方税の源泉徴収・還付をいたします。</u>		
	7	特定口座に受入れる受益権の範囲等 (特定口座に受入れる受益権の範囲等) 当金庫は、お客様の特定保管勘定においては、以下の受益権のみを受入れます。 ① 第 2 条第 1 項に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当金庫への買付の委託により取得した受益権で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの ② 当金庫が行う受益権の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものにより取得したもの） ③ 当金庫以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている受益権の全部または一部を所定の方法により当金庫のお客様の特定口座に移管することにより受入れるもの ④ お客様が贈与、相続（限定承認によるものを除きま	(特定口座に受入れる受益権の範囲等) 当金庫は、お客様の特定保管勘定においては、以下の受益権のみを受入れます。 ① 第 2 条第 1 項に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当金庫への買付の委託により取得した受益権で、その取得後直ちに特定口座に受入れる受益権 ② 当金庫が行う受益権の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものにより取得した受益権 ③ 当金庫以外に開設されているお客様の特定口座の投資信託口座に受入れられている受益権の全部または一部を、所定の方法により当金庫のお客様の特定口座に移管することにより受入れる受益権 ④ お客様が贈与、相続（限定承認によるものを除きま	特定約款 第 6 条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		す。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当金庫または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引続き記載又は記録がされている受益権で、所定の方法により当金庫の特定口座に移管するもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)	す。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当金庫に開設していた特定口座に引続き記載又は記録がされている受益権で、所定の方法により当金庫の特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)されたもの	
	8	譲渡の方法 (譲渡の方法) お客様は、特定保管勘定において記載又は記録がされている受益権を換金する際には、当金庫に対して解約請求することといたします。	(譲渡の方法) お客様は、特定保管勘定において記載又は記録がされている受益権を換金する際には、当金庫に対して解約請求することといたします。ただし、当金庫は解約申込日が当該銘柄のクローズド期間に該当する場合(本人死亡・天変地異・破産宣告・疾病その他やむを得ない事情があるものとして当金庫が認めた場合を除きます。)には、解約に応じません。	特定約款 第7条
	9	受益権の払出しに関する通知 (受益権の払出しに関する通知) 特定口座から受益権の全部または一部の払出しがあった場合には、当金庫は、お客様に対し、当該払出しをした当該受益権の措置法施行令(以下、「施行令」といいます。)第25条の10の2第12項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面により通知いたします。	(受益権の払出しに関する通知) 特定口座から受益権の全部または一部の払出しがあった場合には、当金庫は、お客様に対し、当該払出しをした当該受益権の施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面により通知いたします。	特定約款 第8条
	10	受益権の移管 (受益権の移管) 当金庫は、第7条第1項③に規定する受益権の移管は、施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行うものとします。 その際、お客様には移管元の金融商品取引業者等に対し、所定の届出書を提出していただくものとします。	(受益権の移管) 当金庫は、第6条第3項に規定する受益権の移管は、施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。	特定約款 第9条
	11	相続または遺贈による特定口座への受入れ (相続または遺贈による特定口座への受入れ) 当金庫は、第7条第1項④に規定する受益権の移管による受入れは、施行令第25条の10の2第15項第3号または第4号及び施行令第25条の10の2第16項から第18項までに定めるところにより行うものとします。	(相続または遺贈による特定口座への受入れ) 当金庫は、第6条第4項に規定する受益権の移管による受入れは、施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号及び施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。 その際、お客様は当金庫に相続にかかる所定の届出書を	特定約款 第10条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		<p>その際、お客様には当金庫または他の金融商品取引業者等に相続にかかる所定の届出書を提出していただくものといたします。</p>	提出していただくものといたします。	
	12	<p>特定口座年間取引報告書等の送付</p> <p>(特定口座年間取引報告書等の送付) 当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通を翌年 1 月 31 日までに、お客様に交付いたします。また、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。</p> <p>2 この契約が第 20 条により解約されたとき（第 20 条第 1 項④に該当し解約されたときを除きます。）は、当金庫は、その解約する日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</p>	<p>(特定口座年間取引報告書等の送付) 当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、お客様に交付いたします。</p> <p>なお、当金庫は特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通をお客様に交付し、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。</p> <p>第 14 条（特定口座の廃止）によりこの契約が解約されたとき（第 14 条第 1 項④に該当し解約されたときを除きます。）は、当金庫は、その解約する日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</p>	特定約款第 11 条
			<p>(源泉徴収) お客様から措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、当金庫は、措置法、地方税法その他の関係法令の規定に基づき、所得税・地方税の源泉徴収・還付をいたします。</p>	特定約款第 12 条
	13	<p>源泉徴収選択口座への収益分配金の受入</p> <p>(源泉徴収選択口座への収益分配金の受入) お客様が措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、収益分配金支払確定日前の当金庫が定める日までに当金庫に対して措置法第 37 条の 11 の 6 第 2 項及び施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただきます。</p> <p>2 当該特定口座源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書が提出された年の翌年以後の収益分配金については、お客様から当該所得金額の損益通算を希望しない旨のお申し出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3 お客様が当金庫に対して前項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その</p>		

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		年に交付を受けた収益分配金を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該収益分配金の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に源泉徴収を希望しない旨のお申し出を行うことはできません。		
	14	<p>源泉徴収選択口座への収益分配金の受入終了</p> <p>(源泉徴収選択口座への収益分配金の受入終了) お客様が第1条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当金庫が定める日までに当金庫に対して措置法第37条の11の6第3項及び施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただきます。</p> <p>2 源泉徴収選択口座を開設しているお客様が、特定口座内受益権の換金に係る所得について源泉徴収を希望しない場合については、源泉徴収しないことを選択した特定口座源泉徴収選択変更届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただきます。</p>	<p>(源泉徴収選択口座への収益分配金の受入終了) お客様が第1条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当金庫が定める日までに当金庫に対して措置法第37条の11の6第3項及び施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただきます。</p> <p>2 源泉徴収選択口座を開設しているお客様が、特定口座内受益権の換金に係る所得について源泉徴収を希望しない場合については、源泉徴収しないことを選択した特定口座源泉徴収選択変更届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただきます。</p>	特定約款 第17条
	15	<p>源泉徴収選択口座に受入れる収益分配金の範囲</p> <p>(源泉徴収選択口座に受入れる収益分配金の範囲) 当金庫はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、収益分配金(当該源泉徴収選択口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされている受益権に係るものに限り、)で当金庫により所得税が徴収されるべきもののみを受入れます。</p> <p>2 当金庫が支払の取扱いをする前項の収益分配金のうち、当金庫が当該収益分配金をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。</p>	<p>(源泉徴収選択口座に受入れる収益分配金の範囲) 当金庫はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、収益分配金(当該源泉徴収選択口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされている受益権に係るものに限り、)で当金庫により所得税が徴収されるべきもののみを受入れます。</p> <p>2 当金庫が支払の取扱いをする前項の収益分配金のうち、当金庫が当該収益分配金をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。</p>	特定約款 第16条
	16	<p>特定上場株式配当等勘定における処理</p> <p>(特定上場株式配当等勘定における処理) 源泉徴収選択口座において交付を受ける収益分配金については、源泉徴収選択口座内に設けられた特定上場株式配当等勘定(収益分配金に関する記録を、他の当該源泉徴収選択口座において交付を受けない収益分</p>		

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		配金に関する記録と区分して行うための勘定) において行います。		
	17	<p>(配当所得金額等の計算)</p> <p>源泉徴収選択口座内の収益分配金に係る所得の計算は、措置法第 37 条 11 の 6 第 6 項およびその他関係法令の定めに基づき行います。なお、所得計算の結果、収益分配金の源泉徴収した額に還付すべき額が生じた場合には、措置法第 37 条の 11 の 6 およびその他関係法令に基づきお客様への還付を行います。</p>		
	18	<p>(平成 22 年 1 月 1 日以前に開設した特定口座の取扱い)</p> <p>平成 22 年 1 月 1 日においてお客様が開設している特定口座が源泉徴収選択口座である場合は、平成 22 年 1 月 1 日までに源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しない場合には、同日をもって源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。</p>	<p>2 当金庫は 2010 年 1 月 1 日現在、源泉徴収選択届出書を提出しているお客様が、本約款の適用日以前に源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しない場合には、2010 年 1 月 1 日をもって源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。</p>	附則
	19	<p>(届出事項の変更)</p> <p>第 2 条に基づく特定口座開設届出書の提出後、お客様のお名前、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客様は、<u>当金庫所定の方法により遅滞なくその旨を届出</u>ていただきます。その変更がお名前またはご住所に係るものであるときは、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、<u>運転免許証</u>その他当金庫が定める書類を提示し、確認を受けていただくものといたします。</p>	<p>(届出事項の変更)</p> <p>第 2 条に基づく特定口座開設届出書の提出後、お客様のお名前、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当金庫に対して提出していただきます。その変更がお名前またはご住所に係るものであるときは、お客様は運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書その他当金庫が定める書類を提示し、確認を受けていただくものといたします。</p>	特定約款第 13 条
	20	<p>(特定口座の廃止)</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約され、当該解約に伴い、お客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当金庫に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出した<u>場合</u></p> <p>② 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出が<u>あったとき</u></p> <p>③ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出た場合</p>	<p>(特定口座の廃止)</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約され、当該解約に伴い、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>① お客様が当金庫に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき</p> <p>② 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>③ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出た</p>	特定約款第 14 条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		<p>④ この約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>⑤ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項により、特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。</p> <p>⑥ お客様の特定口座において受益権を有しないこととなった日または当該特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日以後 2 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間（次項において「届出期間」といいます。）に、当該特定口座に係る振替口座簿への受益権の記載もしくは記録または上場株式等の配当等の受け入れが行われなかった場合。この場合、施行令第 25 条の 10 の 7 第 3 項により、その翌年 1 月 1 日（次項において「基準日」といいます。）に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>2 前項⑥の規定にかかわらず、お客様が、施行令第 25 条の 10 の 7 第 4 項の規定に従い、届出期間に所定の特定口座取引継続届出書を当金庫に提出される場合には、基準日から 2 年を経過する日まで特定口座は廃止されません。</p>	<p>場合</p> <p>④ この約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>⑤ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項により、特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>⑥ お客様の特定口座において受益権を有しないこととなった日から 2 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間（次項において「届出期間」といいます。）に、当該特定口座に係る振替口座簿への受益権の記載もしくは記録が行われなかった場合。この場合、施行令第 25 条の 10 の 7 第 3 項により、その翌年 1 月 1 日（次項において「基準日」といいます。）に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>2 前項⑥の規定にかかわらず、お客様が、施行令第 25 条の 10 の 7 第 4 項の規定に従い、届出期間に所定の特定口座取引継続届出書を当金庫に提出される場合には、基準日から 2 年を経過する日まで特定口座は廃止されません。</p>	
	21 出国口座等	<p>(出国口座等)</p> <p>第 20 条第 1 項⑤に該当することとなるお客様は、施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当金庫の特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該特定口座に記載又は記録をされていた受益権のすべてにつき、引き続き当金庫に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該出国口座に記載又は記録をすることにより、帰国後に当金庫に再び開設される特定口座に当該受益権を移管することができます。</p> <p>2 前項に定める取扱いをご希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当金庫に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書及び出国口座内保管上場</p>	<p>(出国口座等)</p> <p>前条（特定口座の廃止）⑤に該当することとなるお客様は、施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当金庫の特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該特定口座に記載又は記録をされていた受益権のすべてにつき、引き続き当金庫に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該出国口座に記載又は記録をすることにより、帰国後に当金庫に再び開設される特定口座に当該受益権を移管することができます。</p> <p>2 前項に定める取扱いをご希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当金庫に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書及び出国口座内保管上場</p>	特定約款 第 15 条

投資信託約款変更新旧対照表

章	条	(新) 条文	変更前	旧約款
		株式等移管依頼書を当金庫に提出することが必要となります。	株式等移管依頼書を当金庫に提出することが必要となります。	
	22	法令・諸規則等の適用 (法令・諸規則等の適用) この約款に定めのない事項については、措置法、地方税法、関係政省令及び諸規則に従って取扱うものといたします。	(法令・諸規則等の適用) この約款に定めのない事項については、措置法、地方税法、関係政省令及び諸規則に従って取扱うものといたします。	特定約款第 18 条
	23	免責事項 (免責事項) お客様が第 19 条の変更手続きを怠ったなど当金庫の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税法上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当金庫はその責めを負わないものといたします。	(免責事項) お客様が第 13 条の変更手続きを怠ったなど当金庫の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税法上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当金庫はその責めを負わないものといたします。	特定約款第 19 条
	24	約款の変更 (約款の変更) この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。	(約款の変更) この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。	特定約款第 20 条
	25	合意管轄 (合意管轄) お客様と当金庫の間のこの約款に関する訴訟については、当金庫本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所といたします。	(合意管轄) お客様と当金庫の間のこの約款に関する訴訟については、当金庫本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所といたします。	特定約款第 21 条